

## 情報法制学会 記事

### 1 設立総会

平成 29 年 6 月 17 日、設立総会を開催し、以下の事項について決定・承認した。

- ① 情報法制学会規約を承認した。
- ② 次のとおり役員を承認した。  
運営委員 上原哲太郎, 坂井修一, 宍戸常寿, 実積寿也, 新保史生, 鈴木正朝, 曾我部真裕 (代表)  
監事 堀雅文  
編集委員 上原哲太郎, 坂井修一, 宍戸常寿 (委員長), 実積寿也, 新保史生, 鈴木正朝, 曾我部真裕, 山本龍彦
- ③ 次のとおり学会会員年会費について承認した。  
一般会員 1 万円  
学生会員 4 千円  
団体会員 1 口 10 万円  
特別会員 無料
- ④ 第 1 期予算 (平成 28 年 12 月 23 日～平成 29 年 12 月 31 日) を承認した。

設立総会の後、情報法制研究所と共催で、第 1 回情報法制シンポジウムを開催した (詳しくは研究所記事を参照)。

### 2 運営委員会

(1) 平成 29 年 6 月 17 日、運営委員会を開催し、以下の事項について協議・決定した。

- ① 学会会員の入会を承認した。
- ② 情報法制学会の法人格の取得について協議した。
- ③ 第 2 回総会について協議した。

(2) 随時持ち回りで運営委員会を開催し、学会会員の入会承認等について協議・決定した。

### 3 編集委員会

平成 29 年 6 月 17 日、編集委員会を開催し、以下の事項について協議・決定した。

- ① 『情報法制研究』第 2 号企画案を決定した。
- ② 『情報法制研究』第 3 号について協議した。
- ③ 情報法制研究公募論文査読制度について協議・決定した。

### 4 学会・シンポジウム等

(1) 平成 29 年 6 月 10 日、京都大学において、情報法制研究所と共催で、第 2 回情報法セミナー IN 京都を開催した (詳しくは研究所記事を参照)。

(2) 平成 29 年 8 月 14 日、明治大学において、第 1 回情報法制学会通信政策セミナーを開催した。

龍彦

- 検索サイトによるプライバシー侵害 神田知宏
- 閉会挨拶 宍戸常寿

## 1 理事会

(1) 平成 29 年 2 月 19 日、第 1 回理事会を開催し、以下の事項について協議・決定した。

- ① 第 1 期決算について承認した。
- ② 第 2 期予算について承認した。
- ③ 基本財産の定期預金への変更について承認した。
- ④ 主席研究員及び研究員の委嘱について報告があった。

(2) 平成 29 年 6 月 17 日、第 2 回理事会を開催し、以下の事項について協議・決定した。

- ① 研究所のパンフレットについて協議・決定した。
- ② 研究所が請け負う事務局について承認した。

## 2 第 1 回情報法制シンポジウム

平成 29 年 6 月 17 日、東京大学伊藤国際学術研究センターにおいて、情報法制学会と共催で、第 1 回情報法制シンポジウムを開催した。

- 挨拶 曾我部真裕
- 挨拶 堀部政男
- パネルディスカッション「無線 LAN の乗っ取り事案と電波法」 上原哲太郎、小坂谷聡、西口三千、曾我部真裕（司会）
- パネルディスカッション「オンラインゲーム業界の資金決済法対応の解決に向けて」 江口清貴、実積寿也、板倉陽一郎、堀天子、田中幸弘、福島直央（司会）
- サイバー脅威動向に関する報告 名和利男
- JILIS 個人情報保護法研究 TF の活動と報告 高木浩光
- (講演) 情報法制研究の対象としての個人情報保護法制の将来像 堀部政男
- 閉会 鈴木正朝

## 3 第 2 回情報法制研究所情報法セミナー IN 京都

平成 29 年 6 月 10 日、京都大学において、情報法制学会と共催で、情報法セミナー IN 京都を開催した。

- 開会挨拶 鈴木正朝
- GPS 捜査事件の弁護活動について 亀石倫子
- GPS 捜査事件最高裁判決について 稲谷

# 情報法制学会規約

平成 28 年 12 月 23 日制定

## 第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会は情報法制学会 (Association of Law and Information Systems) と称する。

(事務所)

第 2 条 本会の事務所は、東京都千代田区永田町 2 丁目 17 番 17 号アイオス永田町 312 一般財団法人情報法制研究所に置く。

## 第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 本会は、情報、メディア等に関する法、技術及びビジネスの観点からの学術的、実務的な研究 (以下「情報法制研究」という。) を促進することを目的とする。

(事業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、情報法制研究に関する次の事業を行う。

- 一 国内及び海外の動向等に関する調査研究及び研究成果の公表
- 二 研究者の連絡及び協力促進
- 三 研究会及び講演会の開催
- 四 機関誌その他図書の刊行
- 五 外国の学界との連絡及び協力
- 六 前各号のほか運営委員会において適当と認められた事業

## 第 3 章 会員

(資格)

第 5 条 本会の会員となることができる者は、情報法制研究に携わる者または情報法制研究に関して学識、経験を有する者とする。

(入会)

第 6 条 本会の会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を提出し、運営委員会の承認を得なければならない。

(会費)

第 7 条 会員は、総会の定めるところに従い、会費を納めなければならない。

(退会)

第 8 条 会費を滞納した者は、運営委員会において、退会した者とみなすことができる。

## 第 4 章 機関

(役員)

第 9 条 本会に左の役員を置く。

- 一 運営委員若干名、内 1 名を代表とする。
- 二 監事若干名

(選任)

第 10 条 運営委員及び監事は、総会において選任する。

2 代表は、運営委員会において互選する。

(任期)

第 11 条 代表、運営委員及び監事の任期は、2 年とする。

2 補欠の代表、運営委員及び監事の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

3 代表、運営委員及び監事は、再任されることができる。

(代表)

第 12 条 代表は、本会を代表し、総会及び運営委員会を招集し、会務を統轄する。

2 代表に故障のある場合には、その指名した他の運営委員が、その職務を代行する。

(運営委員)

第 13 条 運営委員は、運営委員会を組織し、会務を執行する。

(監事)

第 14 条 監事は、会計及び会務執行の状況を監査する。

(総会)

- 第15条 代表は、毎年1回、会員の通常総会を招集しなければならない。
- 2 代表は、必要があると認めるときは、何時でも臨時総会を招集することができる。
- 3 総会員の5分の1以上の者が、会議の目的たる事項を示して請求したときは、代表は臨時総会を招集しなければならない。

(議決権の委任)

- 第16条 総会に出席しない会員は、書面により、他の出席全員にその議決権の行使を委任することができる。この場合には、これを出席とみなす。

## 第5章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

- 第17条 本規約は、総会員の3分の2以上の同意がなければ、これを変更することができない。

(解散)

- 第18条 本会は、総会員の3分の2以上の同意がなければ、解散することができない。

## 附則

(施行期日)

- 第1条 本規約は、平成29年2月1日から施行する。

(発起人会の権限)

- 第2条 情報法制学会発起人会は、第1回会員総会が開催されるまでの間、総会の権限を行使することができる。ただし、発起人会の決定は、第1回会員総会においてその承認を受けなければならない。

## 情報法制研究査読論文規則

平成 29 年 7 月 1 日 編集委員会決定

### (目的)

第 1 条 本規則は、情報法制研究に掲載される査読論文について、応募及び審査の手續並びに関連事項を定める。

### (査読対象論文)

- 第 2 条 査読対象論文は、情報、メディア等に関する法、技術及びビジネスの観点からの学術的、実務的な研究に関するものであって、未公開のもの及び他学協会誌等へ投稿中でないものに限る。
- 2 査読対象論文は、日本語または英語によらなければならない。
- 3 査読対象論文は、日本語論文にあっては 2 万字、英語論文にあっては 7500 ワードを上限とする。
- 4 査読に応募することができる者は、情報法制学会の会員（団体会員である企業等に所属または勤務する個人を含む。以下、この項で同じ）及びこれから会員となろうとする者（共著論文にあっては執筆者の 1 名以上が情報法制学会の会員及びこれから会員となろうとする者）に限る。ただし、編集委員会が特に認めた場合はこの限りではない。

### (査読論文の公募)

- 第 3 条 編集委員会は、情報法制研究の各号について、掲載する公募論文数の上限を定めて、査読論文を公募することができる。
- 2 査読論文の応募者は、編集委員会の定める期日までに、査読対象論文を提出しなければならない。
- 3 応募者は、応募に当たって、編集委員会が定めた応募書式に所定の事項を記入して提出しなければならない。

### (審査及び査読委員の指名)

- 第 4 条 編集委員会は、応募により提出された査読対象論文及び応募書式を審査し、不備があるときは、応募者に訂正を求め、または応募を却下することができる。
- 2 編集委員会は、前項の審査に適合する査読対象論文につき、2 名以上の査読委員を指名する。
- 3 編集委員会は、情報法制学会の会員ではない者

を、前項の査読委員に指名することができる。

- 4 編集委員会は、前項の指名に当たって、査読が公正中立に行われるよう留意しなければならない。

### (査読の手續)

- 第 5 条 査読委員による査読の評価は、次のとおりとする。
- 一 採録 (accept)
  - 二 条件付き採録 (accept with minor revision)
  - 三 再提出再審査 (accept with major revision)
  - 四 採録不可 (reject)
- 2 査読委員は、査読に当たって知り得た秘密を守らなければならない。

### (採否の決定)

- 第 6 条 編集委員会は、査読委員の評価に基づき、査読対象論文を情報法制研究に掲載するか否かを決定する。
- 2 編集委員会は、応募者に対して、当該査読対象論文の訂正を求めることができる。
- 3 前項の場合で、応募者から訂正された査読対象論文の提出があったときは、編集委員会は、当該査読対象論文を情報法制研究に掲載するか否かを決定する。
- 4 情報法制研究に掲載する論文数が第 3 条第 1 項で定めた数を超えたときは、編集委員会は、応募者の同意を得て、当該査読対象論文を次号の情報法制研究に掲載することができる。
- 5 編集委員会は、掲載を不可とする査読対象論文について、応募者に対して、当該論文の訂正すべき点を示した上で、次号の情報法制研究への応募を求めることができる。

### (査読結果の通知)

- 第 7 条 編集委員会は、査読及び採否の決定の後すみやかに、応募者に対して、査読結果を通知する。
- 2 査読委員の氏名及び個別の査読の経過等は公表しない。
- 3 応募者は、査読結果についての不服申立て及び査読内容等に関する問い合わせをすることができ

ない。

(校正)

第8条 校正は、応募者本人が行う。

- 2 校正は、査読対象論文を情報法制研究に掲載するに当たり必要な限りでのみ、認められる。
- 3 編集委員会は、校正により査読の趣旨を損なうような加除修正がなされたときには、査読対象論文の掲載を撤回することができる。

(公表の方法)

第9条 査読論文の著者は、応募により、情報法制学会の定める方法で公表される情報法制研究への掲載に、あらかじめ同意したものとする。

- 2 査読論文については、著者に原稿料を支払わない。また、著者に情報法制研究への掲載料を求めない。
- 3 情報法制研究が公表されたときには、著者（共著論文にあつては執筆者の1名）に対して、査読論文が掲載され印刷された情報法制研究を1冊贈呈する。
- 4 査読論文の著者が、情報法制研究に掲載された査読論文を他の媒体に転載する場合には、情報法制研究が初出である旨を明記しなければならない。

(その他)

第10条 本規則が定めるもののほか、査読論文について必要な規定は、編集委員会が別に定める。